

<証明書記載例>

赤字 → 設備メーカー等記入箇所
 青字 → 工業会等記入箇所
 緑字 → 設備ユーザー記入箇所

(一社) ■■工業会指定用紙	
整理番号	1 2 3 4 - 5 6
① ソフトウェア以外の場合	☒
② ソフトウェアである場合	☐

中小企業等経営強化法の経営力向上設備等に係る生産性向上要件証明書

1 段目には、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」上の減価償却資産の種類（機械及び装置、器具及び備品、工具など）を記入。2 段目には、器具備品であれば、「陳列棚及び陳列ケース」のように同省令の細目を記入。

当該設備の概要	減価償却資産の種類	器具及び備品
	設備の種類又は細目	陳列棚及び陳列ケース（冷凍機付又は冷蔵機付のもの）
	設備の名称	冷蔵ショーケース
	設備型式	METI SME-W
	本社名・事業所名	株式会社■■商店・■■店
	法人番号 ※法人のみ	9999999999999
	本社所在地	■■県■■市■■1丁目2番地3号
	ユーザー連絡先 (会社名、担当部署、電話番号)	株式会社■■商店 管理部 設備課 00-8888-9999

当該設備を導入する設備ユーザーの「本社名・事業所名」を記載。
 登記上の法人名又は個人事業者氏名を必ず記載。
 (屋号は不可)

設備ユーザーの連絡先を記載。

導入設備の導入状況について担当している部署を記載すること。

登記上の法人名又は個人事業者氏名を必ず記載。(屋号は不可)

設備メーカー等は裏付けとなる資料等を準備した上で、チェックシート（様式2）を記入。

設備メーカー等は、チェックシート（様式2）で記入した
 ①販売開始年度、②取得（予定）年度をそれぞれ記入。
 ② - ①を行い一定期間内であるか記入。

○上記設備を前提とした場合における該当要件への当否

該当要件	一定期間(注1)内に販売開始された製品であるか	①販売開始年度(西暦): 2022年度(注2) ②取得(予定)日を含む年度: 2025年度(注2) ② - ① = 3 年	1. 該当 2. 非該当
	「生産性向上」(旧モデル比生産性年平均1%以上向上)に該当するか (※) 当該設備がソフトウェアである場合、または比較すべき旧モデルが全く無い新製品の場合には、記載不要。		1. 該当 2. 非該当
	該当要件への当否		1. 該当 2. 非該当

(注1) 一定期間は、機械装置：10年、工具：5年、器具・備品：6年、建物附属設備：14年、ソフトウェア：5年とする。

(注2) 年度とは、その年の1月1日から12月31日までの期間をいう。

どの該当要件にも「1. 該当」にチェックが入る場合に限り、該当要件への当否は「1. 該当」にチェックが入ります。

「該当要件」欄に記載されている事項について確認し、該当要件を満たしていることを証明します。

西暦2025年6月20日
〒000-8888
■■県■■市■■3丁目3番地3号
一般社団法人■■工業会
会長 ■■■■■■

担当窓口：▼▼▼▼▼
連絡先（電話番号）：00-6666-7777
(任意)メールアドレス：▲▲@▲▲.▲▲

当該設備が上記該当要件を満たすものであることを証明します。

西暦2025年5月1日

製造事業者等の名称 株式会社 ●●製作所

製造事業者等の所在地 ○○県○○市○—○—○

代表者氏名： ●● ●●

担当者氏名： ●● ●●

所 属： 営業部

担当者連絡先（電話番号）：00-7777-6666

押印をしない場合は、必ず「担当窓口」及び「連絡先（電話番号）」の記入をしてください。

※経営強化税制の制度自体については、中小企業庁ホームページをご確認いただき、ご不明な点については、中小企業庁税制サポートセンター（03-6281-9821）もしくは所轄の税務署にお問い合わせください。

中小企業庁ホームページ <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/kougyoukai.html>

当初認定を受けた経営力向上計画に記載した設備の所在地が市町村を越えて変更となった場合、設備ユーザーが設備所在地の変更前と変更後を記入

【経営力向上計画に係る認定申請書における「8. 経営力向上設備等の種類」の「所在地」】について変更がある場合

(注3) 変更事項	変更前（都道府県名・市町村名）	変更後（都道府県名・市町村名）
	○○県○○市	○○県○○市

（注3）経営力向上計画の認定申請書の記載から変更が生じた場合、設備取得事業者が変更後の設備情報を記載。

[本証明書に関する注意事項]

本証明書は、中小企業等経営強化法に基づく経営力向上設備等であって、中小企業経営強化税制の対象設備の要件のうち、生産性向上に係る要件（「一定期間内に販売」、「生産性向上」の要件）を満たしていることを証明するもので、税制措置の対象である設備であることを証明するものではありません。

これら税制措置の適用を受けるためには、さらに、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けること、当該設備の価額が最低取得価額以上であること、適用期間中に取得すること等の要件を満たす必要があります。

また、対象設備の種類は、同じ設備でも使用目的等によって異なる場合があります。設備の種類によっては制度の対象外となる場合や「一定期間内に販売」の要件（年数）が異なる場合がありますので、ご注意ください。細は中小企業庁のホームページをご参照ください。

<チェックリスト記載例>

チェックリストは、工業会と設備メーカーとの間の確認に用いることとし、証明書発行後は設備ユーザーへは送付せず、工業会で保管してください（必要に応じて設備メーカーにコピーを共有）。

本チェックリストは工業会毎に様式を変更することが可能です。

証明書の発行を依頼する際は、各工業会のホームページ等を確認したうえで、指定の様式で申請を行って下さい。

【チェックリスト①】

			製造業者記入欄	証明者 チェック欄
該	当	販売開始要件の確認 当該設備の販売開始日が、取得日から一定期間に属する年度開始の日以後であること。 所定の期間とは以下のとおりです。 機械装置：10年以内、工具：5年以内、器具備品：6年以内、建物附属設備：14年以内	1. 該当 2. 非該当 販売開始年月 : 2022年4月 ①販売開始年度 : 2022年度（※1） 取得等をする年度 : 2025年5月 ②取得日を含む年 : 2025年 ②-①=3年が一定期間（※2）の要件内 本設備（器具備品）であれば、取得等をする年から起算して6年以内に販売されたものであるか確認。例えば、2018年2月（=①2018年度）に販売開始されたものの場合、2025年5月（=②2025年）に取得したときは、6年以内の要件を満たしません（②-①=7年）ので「一定期間内」の要件に該当しませんので対象外となります。	✓ ✓
要			生産性向上に該当するか	1. 該当 2. 非該当 <比較指標> （*）以下の1～3までのいずれかの指標で比較。 1. 単位時間当たり生産量【 】 2. 歩留まり率【 】 3. 投入コスト削減率【 必要作業時間 】 ・単位時間当たり生産量 （例）時間当たり掘削量（m³/h）、時間当たり生成量（個/h） 等 ・歩留まり率 （例）完成品数/投入原料数、良品数/完成品数 等 ・投入コスト削減率 （例）必要作業時間の短縮率、必要投入原料の削減率 等 ※ 投入コストは当該設備の製作に係る費用（金銭）という意味ではなく、それ以外の時間や原料の量など、当該設備を利用して物等を生成するために必要となる要素を意味しています。
件				

<指標数値>※比較する指標の数値・単位を記入する ○一代前モデル： 4 (一代前モデル型式名) MET I SME-W (販売開始年度) (2012)		
○当該モデル： 2 (当該モデル型式名) MET I SME-W (販売開始年度) (2022)		
<生産性向上> *以下に数値と算出方法を記入する 年平均： 5 %		
(例) 2022年発売のモデルの指標(必要作業時間)が2時間であり、2012年発売の一台前モデルが4時間である場合、 $\{(2-4) \div 4\} \div 10 \text{年} = -0.05$ すなわち年平均5%の投入コスト削減率の向上となり、「年		
該当要件への当否	1. 該当 2. 非該当	✓

上記の該当要件に関し、両方に「1. 該当」にチェックが付いた場合のみ、該当要件にも「1. 該当」にチェックが付きます。

- (※1) 販売開始年度はカタログや仕様書等で確認できる、合理的な時期とすること。
 なお、年度とはその年の1月1日から12月31日までの期間をいう。
- (※2) 一定期間は、機械装置：10年以内、工具：5年以内、器具備品：6年以内、建物附属設備：14年以内
- (※3) 新製品であっても、同類の設備がある場合には比較すること。
 比較する装置が全く無い場合は、類似商品が全くないことを事業経過等から明確に証明すること。
 比較指標がなくとも、生産性等の仕様を示す資料は提出すること。